

平成 23 年度改正関係資料

(納税環境整備関係)

国税通則法の見直しについて(23年度改正)

○ 税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記等、国税通則法の大幅な見直しを実施。

〈主な改正事項〉

1. 税務調査手続 (平成25年1月1日以後適用)

税務調査手続について、以下のとおり、現行の運用上の取扱いを法令上明確化する。

- ① 税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととする。ただし、課税の公平確保の観点から一定の場合には事前通知を行わないこととする。
- ② 課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続を整備する。
- ③ ①納税者から提出された物件の預かりの手続のほか、②課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることとする。

2. 更正の請求期間の延長等 (23年度税制改正法の公布日(平成23年12月2日)以後に法定申告期限が到来する年(度)分について適用)

- ① 実務慣行として行われてきた「嘆願」を解消する観点から、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間(改正前:1年)を5年に延長する。
- ② 併せて、課税庁による増額更正の期間(改正前:3年のもの)を5年に延長する。

3. 処分の理由附記等

- 全ての処分について理由附記を実施する(平成25年1月から実施)。
- 現在記帳・帳簿等保存義務が課されていない個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する(平成26年1月から実施)。

(注) なお、納税環境整備について、23年度税制改正法において以下のとおり規定。

附 則

(納税環境の整備に向けた検討)

第106条 政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。

更正の請求の見直し(23年度改正)

- 法定外の手続により非公式に課税庁に対して税額の減額変更を求める「嘆願」という実務慣行を解消する観点から、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」を行うことができる期間(改正前1年)を5年に延長し、併せて、課税庁が増額更正できる期間(改正前3年のもの)を5年に延長する。
これにより、基本的に、納税者による修正申告・更正の請求、課税庁による増額更正・減額更正の期間を全て一致させる。
- 当初申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件が設けられている措置」については、事後的な適用を認めても問題がないものも含まれることを踏まえ、更正の請求を認める範囲を拡大する。

1. 更正の請求期間の延長

(平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用。また、今般の更正の請求に関する改正趣旨を踏まえ、過年分についても、運用上、増額更正の期間と合わせて、納税者からの請求を受けて減額更正を実施するよう努める。)

区 分		改正前	➡	改正後
納税者による	税額の増(修正申告)	5年		5年
	税額の減(更正の請求)	1年		1年 ⇒ 5年
課税庁による	税額の増(増額更正)	3年(原則)		3年 ⇒ 5年
	税額の減(減額更正)	5年		5年

- (注)・贈与税及び移転価格税制に係る法人税に係る更正の請求期間(改正前1年)については6年に、法人税の純損失等の金額に係る更正の請求期間(改正前1年)については9年に、それぞれ延長する。
 ・また、登録免許税の過誤納金の還付に係る通知の請求期間(改正前1年)及び自動車重量税の過誤納金の還付に係る証明書の交付請求期間(改正前1年)については5年に延長する。
 ・なお、脱税の場合の課税庁による増額更正期間(改正前7年)は、現行どおり存置する。

2. 更正の請求範囲の拡大

(平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について適用)

	改正前	➡	改正後
(1)当初申告要件	当該申告時に選択した場合に限り適用が可能な「当初申告要件」がある措置 ⇒当初申告時に当該措置の選択がなされていない場合、更正の請求による事後的な選択は不可。		現行、「当初申告要件」がある措置について、下記①及び②のいずれにも該当しない措置(※)については、「当初申告要件」を廃止する(所要の書類の添付を求める)。 ①インセンティブ措置、 ②利用するかしないかで、有利にも不利にもなる操作可能な措置
(2)控除額の制限	控除等の金額が当初申告の際に記載された金額に限定される「控除額の制限」がある措置 ⇒当初申告で計算誤り等がある場合でも、更正の請求により当初申告時の控除額を超えての増額は不可。		「控除額の制限」がある措置(※)について、更正の請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることを可能とする。

※対象となる措置については、「平成23年度税制改正大綱」の別紙1、2をそれぞれ参照

処分の理由附記の見直し（23年度改正）

○処分の適正化と納税者の予見可能性の確保の観点から、全ての処分について理由附記を実施する。
 ただし、個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する。

処分の種類	理由附記 (改正前)		理由附記 (改正後)
不利益処分 (更正・決定、加算税、青色申告承認取消、督促、差押え 等)	△ (一部実施)		○ (25年1月実施) ※ただし、 <u>白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する【次項参照】。</u>
申請に対する拒否処分 (更正の請求に対する更正理由がない旨の通知、青色申告承認申請の却下 等)	△ (一部実施)		○ (25年1月実施)

○個人に対する更正等に係る理由附記、記帳・記録保存義務（所得税）については、以下のとおり見直しを実施する。

区 分		改正前		改正後	
		記帳義務・記録保存義務	理由附記	記帳義務・記録保存義務	理由附記
① 青色申告者		記帳義務 ○	○	変更なし	
		記録保存義務 ○			
白色申告者	確定申告あり	② 所得 300 万円超 (注1) (より簡易な簿記)	×	変更なし	
		記録保存義務 ○			
	③ 所得 300 万円以下	記帳義務 ×	×	記帳義務 ○ (②の記帳水準と同程度) (26 年 1 月施行)	× ⇒ ○ (注2) (26 年 1 月施行)
		記録保存義務 ○		変更なし	
④ 確定申告をしていない者	記帳義務 ×	×	記帳義務 ○ (②の記帳水準と同程度) (26 年 1 月施行)		
	記録保存義務 ×		記録保存義務 ○ (26 年 1 月施行)		

(注1) 白色申告者に対する理由附記の施行時期は、その者が平成 25 年分において上記②～④のいずれに該当するかによる。なお、25 年分においてどれに該当するかは、23 年分又は 24 年分の所得金額及び確定申告の有無により判定する。

(注2) 特例として、平成 20 年～24 年までに記帳義務があった者については、25 年 1 月以後、理由附記を実施する。また、25 年 1 月以後、上記②の者と同程度の記帳・記録保存を行っている者については、運用上、平成 25 年 1 月以後、理由附記を実施するよう努めるものとする。

(注3) 記帳・帳簿等の保存が十分でない納税者に対しては、その記帳・帳簿等の保存状況に応じて理由を記載する。

租税罰則（国税関係）の見直し

○経済社会状況の変化に対応し、税制への信頼の一層の向上を図る観点から、租税に関する罰則（国税関係）について、以下のように見直しを行う。

※ 公布日（平成 23 年 6 月 30 日）から起算して2月経過した日（平成 23 年 8 月 30 日）以後にした違反行為について適用。

類 型（改正前）	改 正 後
<p>○税を免れる故意をもって申告書を提出せず、税を免れる行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・偽りその他不正行為を伴わないことから、「脱税犯」とはならない。 ・単に申告書不提出罪（単純無申告罪）として処罰。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金） 	<p>○故意の申告書不提出によるほ脱犯の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定の創設 法定刑は、5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科とする（直接税及び消費税の場合）。 <p>（注）消費税を除く間接税等の法定刑については、5年（航空機燃料税及び電源開発促進税は3年）以下の懲役若しくは50万円（情状により脱税額の3倍。航空機燃料税及び電源開発促進税は脱税額。）以下の罰金又はこれらの併科とする。</p>
<p>○消費税の不正還付の未遂</p> <p>①自己名義で行われた不正受還付については、刑法の詐欺罪ではなく、消費税法の不正受還付罪として処罰されるが、同法には未遂罪を処罰する規定がなく、不正受還付の未遂については不処罰となる。</p> <p>②他方、自己名義以外で行われた不正受還付の未遂については、刑法の詐欺罪の未遂罪として処罰される。</p>	<p>①消費税の不正受還付罪の未遂罪を処罰する規定の創設</p> <p>（注）不正に消費税の還付を受けた者（既遂）は10年以下の懲役若しくは1,000万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科として処罰される。なお、未遂犯の刑は減軽することができる（刑法43条）。</p> <p>②変更なし</p>

（注）ここで「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税及び電源開発促進税をいう。

・上記のうち、所得税、相続税及び贈与税については、所得税法及び相続税法のほか、租税特別措置法に定めるものを含み、揮発油税及び地方揮発油税については、揮発油税法及び地方揮発油税法のほか、租税特別措置法及び沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律・沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令に定めるものを含む。

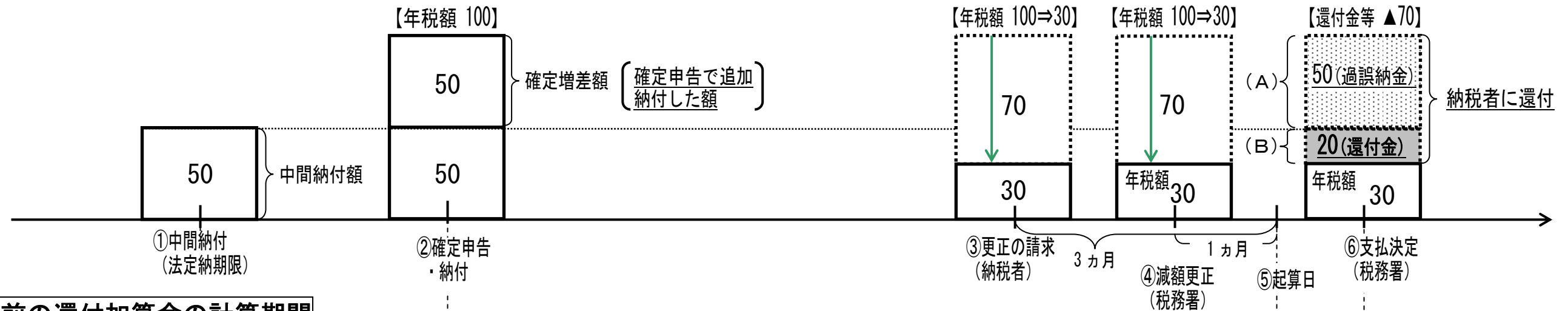
税法違反に対する刑事罰則の体系【平成 23 年度改正後】

違反行為	刑事罰（主なもの）	参考（行政制裁）
① 虚偽申告・申告書不提出等による税の免脱	不正行為を伴う過少申告・申告書不提出・受還付 ○脱税犯 ・直接税、消費税⇒10年以下の懲役若しくは1,000万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科 ・間接税等（消費税を除き、印紙税を含む。） ⇒10年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額の3倍）以下の罰金又は併科(※1) (※1) 航空機燃料税及び電源開発促進税については、5年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科、印紙税については、3年以下の懲役若しくは100万円（情状により脱税額の3倍）以下の罰金又は併科	○重加算税 （過少 35%、無申告 40%）
	過少申告 ※「真実の所得を秘匿し、所得金額をことさら過少に記載した確定申告書を提出する行為」（つまみ申告）は、不正による過少申告として「脱税犯」として処罰される。（最判昭和 63 年 9 月 2 日）	○過少申告加算税 （10%、期限内申告税額又は 50 万円のいずれか多い金額を超える部分は 15%） ※「つまみ申告」に該当する場合は、重加算税（35%）の対象
	申告書不提出（無申告） ○故意の申告書不提出による脱税犯 ・直接税、消費税⇒5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科 ・間接税等（消費税を除く。） ⇒5年以下の懲役若しくは50万円（情状により脱税額の3倍）以下の罰金又は併科(※2) (※2) 航空機燃料税及び電源開発促進税については、3年以下の懲役若しくは50万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科	○無申告加算税 （15%、50万円超の部分は 20%）
	源泉徴収不納付 ○源泉所得税不納付罪 ・10年以下の懲役若しくは200万円（情状により脱税額）以下の罰金又は併科	○不納付加算税 （10%）
② 秩序犯	申告書不提出 ○申告書不提出罪 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	○（無申告加算税（再掲））
	調書の不提出等 ○【法定調書等】虚偽記載・不提出罪（注） ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	検査拒否等 ○検査忌避罪 ・1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
	滞納処分妨害 ○滞納処分妨害罪 ・3年以下の懲役若しくは250万円以下の罰金又は併科	
③滞納		○延滞税 （原則 14.6%、一定の場合には「公定歩合+4%」まで軽減(平成24年4.3%)）

(注) 財産債務明細書及び総収入金額報告書の不提出等については刑事罰は設けられていない。

更正に基づく還付金に係る還付加算金の計算期間の見直し（検査院意見表示事項）【23年度改正】

【例】法人税及び消費税の中間納付

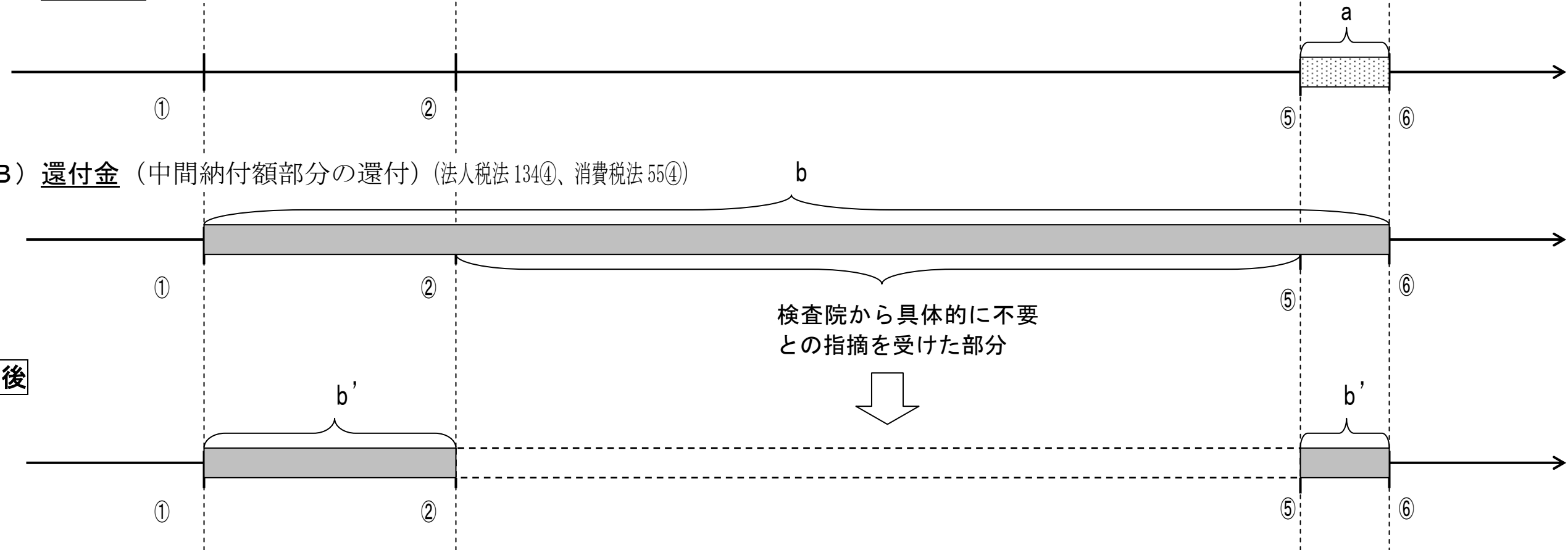


改正前の還付加算金の計算期間

(A) **過誤納金** (確定増差額 (確定申告で追加納付した税額) 部分の還付) (国税通則法 58①二)

(B) **還付金** (中間納付額部分の還付) (法人税法 134④、消費税法 55④)

改正後



(注1) 上記中間納付のほか、更正に基づく法人税の所得税額等、消費税の仕入控除税額、所得税の予定納税額及び源泉徴収税額等並びに相続時精算課税における贈与税相当額の還付についても同様の見直しを行う。

(注2) 上記の改正は、平成24年1月1日以後の還付加算金の計算期間について適用。